

6-1) 農地の基盤整備をしたい

経営体育成基盤整備事業

○ 事業趣旨

ほ場の大区画化、農業用排水路、農道等の生産基盤の整備により、農作業の効率化、生産コストの低減、維持管理の節減及び高収益作物の導入を図るとともに、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により競争力のある「攻めの農業」を展開します。

○ 事業内容

◆ 農業生産基盤整備事業

(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業
(4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業

◆ 中心経営体農地集積促進事業

※ 担い手への農地集積率に応じて促進費が助成され、農家負担の軽減を図ることができます。また集積した農地のうち80%以上の集約化が図れば集約化加算されます。

[農地集積率による助成割合]

中心経営体集積率	助成割合	集約化加算	計
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	1.0%	6.5%

○ 補助率 [生産基盤] 平地 国50% 県30% 市町・地元20%

中山間 国55% 県30% 市町・地元15%

[農地集積促進] 平地 国50% 県25% 市町25%

中山間 国55% 県22.5% 市町22.5%

○ 事業主体 [生産基盤]: 県 [農地集積促進]: 市町、土地改良区

○ 事業採択要件

- ① 農業生産基盤整備事業の(1)から(5)の受益面積の合計が20ha以上、但し中山間地域においては10ha以上
- ② 事業完了時に、担い手に対する農地集積率が50%以上になること

お問い合わせ先

- ・香川県農村整備課
(087-832-3448)
- ・各土地改良事務所
- ・市町土地改良担当課

6-2) 農地の基盤整備をしたい

農地中間管理機構関連農地整備事業

○ 事業趣旨

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施することにより、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進します。

○ 事業内容

◆ 対象工種

(1) 区画整理 (2) 農用地造成

○ 補助率 : 平地 国62.5% 県27.5% 市町10% 地元0%
中山間 国62.5% 県27.5% 市町10% 地元0%

○ 事業主体 : 県

○ 事業採択要件

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- ② 事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
※事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連担化した農地であること。
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること。
- ④ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- ⑤ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上。

お問い合わせ先

・香川県農村整備課
(087-832-3448)
・各土地改良事務所
・市町土地改良担当課

6-3) 農地の基盤整備をしたい

農業体質強化基盤整備促進事業

○ 事業趣旨

農業基盤整備促進、水利施設等保全高度化（簡易整備型）

：農業競争力の強化に向けた、地域の特性に応じたきめ細かな基盤整備を行います。

農地耕作条件改善：農地中間管理事業の重点実施区域内で、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための基盤整備を行います。

○ 事業内容

◆きめ細かな基盤整備

- (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良
(4) 区画整理 (5) 農作業道

補助率： 平地 国50% 県25% 市町・地元25%
中山間 国55% 県25% 市町・地元20%

◆高収益作物への転換を推進 [農地耕作条件改善の内、高収益作物転換型]

高収益作物転換プラン（必須）の作成に係る調査・調整や技術習得等に
必要な経費に上限300～500万円／年を支援。実証展示ほ場の設置・
運営・導入一年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等も補助対象

○ 実施主体

県、市町、土地改良区、農地中間管理機構 等

○ 事業採択要件

- (1) 総事業費：200万円以上
(2) 受益戸数：2戸以上
(3) 受益面積：5ha以上
・水路以外の整備 [農業基盤整備促進]
・水路の整備 [水利施設等保全高度化（簡易整備型）]
面積要件なし [農地耕作条件改善]
(4) 事業期間：最大5年間（ハード整備は3年間） [農地耕作条件改善]
(5) 作付面積の1/4以上を稲作から新たに高収益作物に転換すること。
[農地耕作条件改善の内、高収益作物転換型]

お問い合わせ先

- ・香川県農村整備課
(087-832-3448)
・各土地改良事務所
・市町土地改良担当課

6-4) 農地の基盤整備をしたい

集落営農推進生産基盤整備事業

○ 事業趣旨

農地の集積や有効利用等の促進効果が大きい小規模できめ細かな農業生産基盤の整備を通して、集落営農の組織化・強化を図ります。

○ 事業内容

- (1) ほ場整備：不整形や狭小な農地などを区画整理することで、営農条件の良い農地に改良し、農作業の省力化を図ります。
- (2) かんがい排水（パイプライン化）：パイプラインとほ場の給水栓を整備し、水管理の省力化を図ります。
- (3) 暗渠排水：排水不良田に暗渠排水を実施することで乾田化が図られ、麦作や裏作（野菜）などの作付けが可能となります。
- (4) 農道：農道の新設・改良により、大型機械の導入促進や農産物輸送の効率化を図ります。



【ほ場整備】



【かんがい排水】



【暗渠排水】



【農道】

○ 補助率

県60% 市町・地元40%

○ 事業主体

市町、土地改良区、農地中間管理機構、法人格を有する集落営農組織 等

○ 事業採択要件

- (1) 集落営農組織の組織化・強化を図ること。
※集落営農組織が設立されている地区は規約・農地利用図等を、設立予定地区は合意形成資料を採択申請時に添付すること。
- (2) 総事業費：30万円以上
- (3) 受益戸数：2戸以上

お問い合わせ先

- ・香川県農村整備課
(087-832-3448)
- ・各土地改良事務所
- ・市町土地改良担当課

6-5) 農地の基盤整備をしたい

農地集積促進事業

○ 事業趣旨

本県の実情に即した小規模なほ場整備を推進するため、ほ場整備実施後の農地集積率に応じて、ほ場整備の地元負担金の一部を県と市町が助成します。

○ 事業内容

次の表に基づき、ほ場整備事業費の5.5%~12.5%の助成が受けられ、ほ場整備事業の地元負担金の償還に充てることが出来ます。

農地集積率	ほ場整備の総事業費に対する助成率		
	集積助成	集約加算	計
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	1.0%	6.5%

※農地集積率とは、人・農地プランに位置付けられた中心経営体への集積率

※集約加算とは、集積面積の80%以上を集約する場合に加算

※ほ場整備事業の地元負担額を上限とする

○ 事業主体

市町、土地改良区等

○ 事業採択要件

- ① 農地中間管理事業の重点実施区域内
- ② 平成29年度以降にほ場整備の新規地区として整備する地区

お問い合わせ先

- ・香川県農村整備課
(087-832-3448)
- ・各土地改良事務所
- ・市町土地改良担当課

6-6) 農地の基盤整備をしたい

農地維持管理省力化事業

○ 事業趣旨

多大な労力を要する農地等の法面の草刈りなどの省力化を支援し、農地の集積・集約化の促進を図ります。

○ 事業内容

(1) 法面管理省力化事業

農地等の法面にカバープランツ（雑草抑制効果がある被覆植物を植栽）の施工や、急傾斜や広い法面などに管理用の小段を設置

(2) 水管理労力省力化事業

パイプライン実施済み地区における給水栓の自動化やポンプ施設の除塵機設置 等

○ 補助率

県50% 市町・地元50%

○ 事業主体

市町、土地改良区、中心経営体等



防草シート



カバープランツ

お問い合わせ先

- ・香川県農村整備課
(087-832-3448)
- ・各土地改良事務所
- ・市町土地改良担当課